

「食改さん」大募集!!



食改さん(ヘルスメイト)とは?

地域の人と一緒に「食」について勉強し、健康づくりのボランティアとして活躍している方々です。“食改さん”または“食生活改善推進員”と呼ばれています。

食改さんになるためには?

食生活改善推進員になるには、西原町が開催する「食生活改善推進員養成講座」に参加し、食生活改善や健康づくりに関する講習を受ける必要があります。その教室で修了証を得て、自らの意志でヘルスメイト会員となり、ボランティア活動を行います。

食改養成講座を受けてみたい! 詳細はどうなっているの?

- 【募集対象】・町内在住者で、食生活や地域の健康づくり活動に関心のある方
・受講後に、町民と行政とのパイプ役となり、かつ地域で「食生活改善推進員」としてボランティア活動のできる方

【受講期間】平成26年7月～11月(全11回、若干の日程の変更あり)

【受講時間】14:00～16:30

【募集期間】平成26年5月～6月

【応募方法】電話、または健康推進課窓口まで直接お越しください。

福祉部 健康推進課 ☎945-4791

愛情と元気あふれる仲間がたくさんいます☆



養成講座のようす



調理実習で作りました。



▲講義(写真左・中央)だけでなく、運動なども取り入れた(写真右)楽しい講座内容となっています。

男性のご応募もお待ちしております!!



5月12日は民生委員・児童委員の日です

～ご存知ですか? 民生委員・児童委員～

【民生委員・児童委員とは】

民生委員は厚生労働大臣から委嘱され、地域における生活上の悩みや福祉問題についてさまざまな相談支援活動を行っています。民生委員は児童委員も兼ね、「民生委員・児童委員」として一定の区域を担当して地域活動を行っています。また、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」がいます。

【活動の目的】

社会奉仕の精神をもって住民の立場に立って相談に応じ、住民が尊厳をもってその人らしい自立した生活ができるように支援を行うことによって、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりを目指します。

【民生委員・児童委員の活動】

民生委員児童委員の活動の基本は七つの働きにあります。

- ① 生活の実態や福祉ニーズの把握に務めます。そのために、担当区域内の家庭を訪問することがあります。
- ② 生活上のさまざまな相談に応じます。
- ③ 介護や福祉の制度・サービスの情報提供をします。
- ④ 関係機関との間に立つ連絡役を果たします。
- ⑤ 必要なサービスが受けられるよう調整・支援します。
- ⑥ 快適な生活ができるよう生活支援活動をします。
- ⑦ 生活上の問題点や改善策について、関係機関に意見を提起します。



※ 秘密は守られます ※

民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容や秘密がほかに漏れることはありません。住民一人ひとりの人権とプライバシーを尊重し、秘密を保持します。

<ほんの少しの思いやりが地域の支え合いになります>

民生委員・児童委員は、近隣による見守りと、各機関と連携した支援活動を行っています。ご近所やお知り合いに支援を必要とする人や家庭がありましたら、区域担当の民生委員・児童委員にお知らせください。

民生委員児童委員を募集しています! ～お気軽にお問い合わせください～

お問い合わせ 福祉部福祉課 ☎945-5311 西原町社会福祉協議会 ☎945-3651

保育所へ入所されたみなさまへ

～保育料についてのお知らせ～



保育料の見直し(本算定)

4月からの保育料は、1月から2月の間に提出していただいた源泉徴収票や確定申告書に基づき算定を行っていますが、あくまでも**仮算定**となっています。

毎年6月の住民税確定に伴い、保育料の見直し(本算定)を行います。仮算定保育料と本算定保育料に相違があった場合、4月にさかのぼり保育料の変更が生じる場合があります。

下記に該当する方は、保育料変更の対象となることがありますので、あらかじめご了承ください。なお、保育料が変更となる方に対しては、再算定後に変更通知を送付予定です。

◆保育料変更の可能性がある世帯◆

- ☆ 源泉徴収票、確定申告書のいずれも未提出の方
- ☆ 提出していない源泉徴収票がある方(複数の会社等から収入がある方など)
- ☆ 不動産所得等、源泉徴収票に記載されていない事実があり、確定申告した方
- ☆ 源泉徴収票の記載額や、扶養人数等に誤りがある方
- ☆ 源泉徴収票または、確定申告書を提出後、修正申告した方
- ☆ その他、提出した源泉徴収票と申告した金額が異なる方

同居者の課税額合算について

同居者(祖父母など)がいる世帯で保育料を算定する場合、基本的に入所児童の父母の所得税または住民税を基に算定を行います。しかし、父母の収入だけで生計が成り立たないと認められる(生活保護基準額を下回る)場合は、同居者の課税額を合算して保育料を算定することになります。ここで言う「同居」とは、実態として「一緒に住んでいる」ことを指し、世帯分離している場合も「同居」とみなされます。

今後の確認で父母の収入が生活保護基準額を下回ると判断した場合は、同居者の課税状況が分かる資料(源泉徴収票・確定申告書など)の提出を求め、それに基づき再算定します。それに伴って、保育料の変更が生じる場合もありますので、あらかじめご理解くださいますようお願いいたします。該当する世帯については、個別に連絡する予定です。

保育料の多子軽減適用について

きょうだい児が公立・認可保育所、幼稚園等に新規入園または継続在園している場合は、保育料の多子軽減が適用されます。該当する世帯は、入園承諾書又は在園証明書等、在籍している事が分かる証明書の提出(公立・各認可保育園在園児を除く)をお願いします。(2人目は半額、3人目以降は無料)

なお、多子軽減適用となる施設は、公立保育所・認可保育園(認可外施設は除く)・公立幼稚園・私立幼稚園(認可外施設は除く)・特別支援学校幼稚部です。(情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は、児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している児童を含む)

お問い合わせ 福祉部 福祉課 保育所係 ☎945-5311

不動産のことなら創業32年の南新物産におまかせください!



おかげさまで「売買仲介実績 1,100件突破!!」
不動産のことでしたら 何なりとお申し付け下さい
沖縄県知事免許(9)第0928号
あなたのホームプランナー



南新物産



南風原本店
〒901-1104 南風原町字宮平641番地の7
☎(098)889-4007(代)
FAX 889-4033
✉ hae@nanchan.co.jp

<http://www.nanchan.co.jp/Company/>

南新物産 検索